

社保シリーズ

# 旧義歯修理後の新製と義管

8

社保研究部

今回は、厚労省保険局医療課が昨年に出した疑義解釈(その7)から、問1にある旧義歯の修理を経て同一部位に義歯を新製する際の、義管と義調の算定についてを取り上げる。

(問) 同一月において、有床義歯の新製を前提に旧義歯の修理及び義歯管理を行った後に有床義歯の新製を行った場合における義歯管理料については、当該新製有床義歯を装着するまでの期間において算定可能であると考えてよいのか。

(答) そのとおり。ただし、有床義歯床下粘膜調整処置を算定している期間においては、有床義歯管理料および有床義歯調整管理料は算定できない。

上記の疑義解釈により、見解が分かれていた有床義歯管理料および有床義歯調整管理料の算定可否が統一された。

## 症例解説

有床義歯の新製を前提に、旧義歯の修理および義歯管理をした場合、新製義歯を装着するまでの期間は、義歯管理料(義管B)および有床義歯調整管理料(義調)の算定が明確になった。

症例では、2月26日に旧義歯の修理と同時に新製義歯の印象をしているが、算定は可能である。

また、新製義歯をセットするまでの期間は義管が算定できるので、旧義歯の義管B・70点は、2月26日と翌月3月1日にそれぞれ算定可となる。

同様に、旧義歯の義調・30点も新製義歯がセットされるまでの間は算定できる。義管を算定した日以外に月2回を限度に算定するので、2月28日、3月3日、3月10日にそれぞれ算定できる。3月22日は、同月内の3回目の義調となるので算定はできない。

3月17日の新製義歯セットの義管Aは、同一部位の旧義歯の修理を経た新製義歯セットなので算定できる。このとき、文書提供が必要で、写しをカルテに添付する。

今回の疑義解釈とは関係ないが、2月26日に算定した歯科技工加算・20点を算定するには、厚生局への届出が必要で、①常勤の歯科技工士が勤務している②院内に技工室があり、技工に必要な機器を備えている③迅速な義歯修理体制が整備されている旨の院内掲示—などの施設基準をみたさなければならぬ。届出医療機関が預かった義歯を2日以内に修理セットしたときに、1床単位で加算できる。

症例での義歯管理料と義歯調整管理料の算定例

2月26日	2月28日	3月1日	3月3日	3月10日	3月17日	3月22日
義管B	義調	義管B	義調	義調	義管A	義調

修理義歯のセット予定で、同一日に2度来院した場合は、基本診療料が算定できない。

常勤の歯科技工士の雇用などの施設基準をみたく医療機関で厚生局に届出をしていれば、破損した義歯を預かった日から2日以内に修理し、装着した場合に、1床につき20点が加算できる。

新製義歯がセットされるまでは、必要があつて旧義歯を調整した場合は、義管Bが算定できる。

義調は、義管B、Aを同月内に算定した月も、義管を算定した日以外に月2回を限度に算定する。

旧義歯の修理を経て同一部位に義歯を新製する場合は、同月内に義管が算定されていても、義管Aは別に算定できる。

月内の3回目の義調は算定できない。

部位	傷病名	診療開始日
7+7	FDハソン	平成23年2月26日
7+7	MT	平成23年2月26日
7+7	FDフテキ	平成23年3月1日
〔年齢〕75歳男性		
〔主訴〕上の入れ歯が欠けた、新しく作り直して欲しい		
〔所見〕上顎総義歯破折、義歯フテキ、MT		

月日	部位	療法・処置	点数
2/26		初診	218
	7+7	床修理・単imp(アルギノプラスト)	40
		BT	280
		義管B	70
		困難加算	40
		義歯の着脱法、洗浄法、取り扱い方法などを説明	/
		修理義歯のセットのため午後に来院するよう伝える	/
		1日2度来院	/
	7+7	床修理set	335
		歯技工	20
		補診	100
		白歯部の骨吸収に配慮したUP-FDの再作製	/
		連imp(寒天+アルジネート)	225
2/28		再診	42
	7+7	義調	30
		修理義歯の白歯部を削合調整、着脱方法などを説明	/
2月分 2日分 1,400点			
3/1		再診	42
	7+7	義管B	70
		困難加算	40
		修理義歯の着脱、洗浄、取り扱い方法などを説明	/
3/3		再診	42
	7+7	義調	30
		修理義歯の白歯部を削合調整、着脱方法などを説明	/
		BT(新製義歯分)	280
		顎運動関連検査	380
		ChB(R20°L20°)	/
3/10		再診	42
	7+7	義調	30
		修理義歯の着脱、洗浄、取り扱い方法などを説明	/
		TF(新製義歯分)	190
3/17		再診	42
	7+7	FDset(レジン床)	2,300
		人工歯 前歯(レジン)	25
		人工歯 白歯(硬質レジン)	77
		義管A(文書提供・添付)	150
		困難加算	40
		指導内容、保存・清掃方法などは提供文書どおり	/
3/22		再診	42
	7+7	義歯調整	/
		右側白歯部口蓋側に痛みがあるので削合調整	/
3月分 5日分 3,822点			